

大和市民国民健康保険税条例施行規則及び大和市民介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市民規則第29号

大和市民国民健康保険税条例施行規則及び大和市民介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市民国民健康保険税条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市民国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市民規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「令和6年度に」を「令和7年度に」に、「令和3年度分から令和6年度分」を「令和4年度分から令和7年度分」に、「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同項第2号中「令和3年度分から令和4年度分まで」を「令和4年度分」に、「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同項第3号中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同項第6号中「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「平成28年度及び」を削り、「令和3年度分から令和6年度分」を「令和4年度分から令和7年度分」に、「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 平成28年度に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域である場合（上位所得層の場合を除く。） 令和4年度分から令和6年度分までであって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額及び令和7年度分であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、100分の50に相当する額

附則第3項に次の1号を加える。

- (8) 令和6年4月1日以降令和6年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域である場合

（上位所得層の場合に限る。） 令和 7 年度分であって、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの納期に係る国民健康保険税のうち、令和 7 年 4 月分から同年 9 月分までに相当する月割算定額

（大和市介護保険条例施行規則の一部改正）

第 2 条 大和市介護保険条例施行規則（平成 12 年大和市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「カ」を「エ」に、「令和 6 年度分」を「令和 7 年度分」に改め、同項第 1 号イ中「平成 28 年度及び」を削り、同項第 2 号中「平成 27 年度」を「平成 28 年度」に、「避難指示解除準備区域等」を「旧居住制限区域等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（大和市介護保険条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第 2 条の規定による改正後の大和市介護保険条例施行規則附則第 2 項の規定は、令和 7 年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。